解散公告（第一回）

秋田県住宅供給公社は、平成二十二年三月三十一日付けで地方住宅供給公社法第三十六条第二項の規定による解散の認可を受け解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

秋田県秋田市山王四丁目一番一号

秋田県住宅供給公社

清算人　加藤　修平

解散公告（第一回）

当財団法人は、平成二十一年十一月二十七日の理事会決議及び福島県知事の承認により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

福島県須賀川市茶畑町六五番地

財団法人須賀川市労働福祉会館

代表清算人　鈴木　和壽

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月十七日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

東京都日野市平山五丁目三八番地の一八

日野市平山土地区画整理組合

代表清算人　馬場　弘明

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月三十日練馬区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

東京都練馬区早宮四丁目一番五号

早宮四丁目土地区画整理組合

代表清算人　武内　庄治

解散公告（第一回）

当法人は、定款で定めた解散事由の発生により平成二十二年三月三十一日解散いたしましたので当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

東京都北区志茂五丁目二四番一号

医療法人社団中沢医事会

清算人　中澤　浩亮

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

東京都新宿区西新宿八丁目一三番一一号

特定非営利活動法人グリーンピース・ジャパン

清算人　アイリーン・美緒子・スミス

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目一番四号

特定非営利活動法人地域スポーツ総合研究所

清算人　松浦　豊

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月三十日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

長野県長野市吉田一丁目三番四号

長野市北長野駅前A－2地区市街地再開発組合

清算人　清水　偉男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

兵庫県姫路市中地四五三番地姫路市立総合スポーツ会館内

財団法人姫路市スポーツ振興財団

代表清算人　南都　彰

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

姫路市安田四丁目一番地

財団法人姫路の街をよくする協会

代表清算人　南都　彰

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

兵庫県姫路市西延末四四〇番地　姫路市手柄山中央公園緑の相談所内

財団法人姫路市緑化協会

代表清算人　野本　博

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

兵庫県姫路市総社本町一一二番地

財団法人姫路市施設利用増進協会

代表清算人　茅嶋　重男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十二年四月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

奈良県吉野郡吉野町大字樫尾一二六番地の一

財団法人樫尾自治会

清算人　山本　忠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月二十六日開催の社員総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

熊本県玉名市六田八番地一

特定非営利活動法人きらきら

清算人　西山　敏雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

北海道札幌市北区北九条西八丁目北海道大学サステイナビリティ・ガバナンス・プロジェクト（ＳＧＰ）事務局内

特定非営利活動法人サステイナビリティ・アジア塾　清算人　大崎　満